

～プロパンガスの取引に注意～

相談事例

現在プロパンガスを使っているが、契約している会社とは別の会社が訪問してきて「基本料金が今より500円安くなる」「使用料金の単価も安くなる」と言って、契約先の変更を勧誘された。解約によって、今使っている供給設備の買取代金が発生するが、「うちの会社が負担する」と言われた。ガス会社を変更しようか迷っている。このような業者は信用できるか。

お答えします

【プロパンガス料金の仕組み】 プロパンガス料金は都市ガスや電気などの認可料金とは違い、ガソリンや灯油などと同様に自由料金なので、地域や販売店によって料金が異なります。料金は、ガスの使用量の多少に関係なく生じる「基本料金」と使用量に応じてかかる「従量料金」で構成されていて(二部料金制)、ほとんどのプロパンガス世帯で採用されています。業者によっては、三部料金制のところもあります。

【契約上のポイント】 販売店は、新たにプロパンガス取引を始める際には、料金や内容、設備の所有権などをわかりやすく書いた書面を交付するよう、法律で義務づけられています。また、業界団体の自主ルールで、店頭に料金表を備え、問合せがあった場合は料金表に基づいて説明することになっています。販売店を変えることは自由ですが、変更の際には書面や契約書の内容を十分に

確認して、現販売店への解約の申し出は、契約者自身が行うようにしてください。契約解除の申し出を受けた販売店は、原則1週間以内にその販売店が所有している供給設備を撤去することが義務づけられています。新しい販売店が勝手に取り外すと、現販売店から思いもよらない支払い請求を受けることがあります。必ず現販売店に撤去してもらうようにしてください。

【こんな点に注意を！】

- ①契約を変更したが、勧誘時に約束した旧販売店のガス供給設備買取代金を負担してくれない……勧誘時の約束は、言った・言わないで争いになることがあります。契約時に書面で確約をもらっておきましょう。
- ②新会社と契約した直後、なんだかんだと理由をつけて値上げされてしまった……契約時に一定期間は値上げをしないという確約を契約書に加えてもらいましょう。
- ③新会社と契約したが、やはり解約したいと申し出たら、高額な解約料を請求された……新会社と契約する時は、解約の費用負担があるかどうか確認しておきましょう。

「今より安くなる」などの販売員のセールストークに惑わされることなく、自分でよく考えてから契約しましょう。不安に感じたら、警察や消費生活相談窓口にご相談しましょう。

福祉健康課のお知らせ

人間を救うのは、人間だ。 Together for humanity ～赤十字社資募集にご協力を～

赤十字は、皆さんから寄せられた社資(活動資金)によって、国境、宗教、人種を越えて、世界各地での救援活動はもとより国内での災害救護、医療活動、社会福祉事業など数々の人道的事業を推進しています。また、町内対象として火災に遭われた世帯への救援物資の無償提供、災害救護品の備蓄、救急法講習等を行っています。

毎年5月を「赤十字社員増強運動月間」とし、各地域の町内会・自治会役員などの方々を各家庭を訪問しますのでご協力をお願いします。

町内会・自治会に加入していない方も、福祉健康課での受付もしくは金融機関口座振替を実施していますのでご協力をお願いします。

■問合せ／社会福祉担当 ☎991-1874

わが家のエンジェル

My Sweet Faces!

このコーナーではお子さんの写真を紹介しています。
◆写真・住所・ご両親の氏名とお子さんの氏名(ふりがな)・生年月日・電話番号・簡単なコメントを添えて、総務課 秘書広報担当までお申込みください
◆応募多数の場合は、先着順に掲載します



な くら あ ゆ
名 倉 歩 優 ちゃん

【H18.11.21】

【コメント】

天真爛漫 輝け歩優!

【義博・久子】

(ゆめみ野4丁目)



あ ら い た い ち
荒 井 大 智 くん

【H18.6.6】

【コメント】

元気いっぱい はばたけ大智!

【智也・笑子】

(ゆめみ野4丁目)